

公立大学法人横浜市立大学福浦キャンパス放射性同位元素利用運営委員会規程

（目的）

第1条 公立大学法人横浜市立大学ラジオアイソトープ研究センター放射線障害予防規程
第11条の規定に基づき、福浦キャンパスに設置する放射性同位元素利用運営委員会（以下「RI利用運営委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 RI利用運営委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項につき調査・審議し結果を横浜市立大学福浦キャンパス放射性同位元素委員会（RI委員会）に具申する。

- （1）RI等の管理・運営に関すること。
- （2）放射線障害防止の実施に関すること。
- （3）RI等を使用する研究推進に関すること。
- （4）RI等を使用する教育に関すること。
- （5）RI研究センターの利用に関すること。
- （6）その他、RI利用運営委員会の目的達成に必要なこと。

（組織）

第3条 RI利用運営委員会は、次の委員をもって組織する。

- （1）RI研究センター長
- （2）医学部各教室から選出された教員、各1名
- （3）医学部以外の、RI研究センターを利用する学部、学科、大学院および附属研究所より選出された教員、各1名
- （4）放射線取扱主任者
- （5）放射線安全管理責任者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 RI利用運営委員会に委員長を置き、RI研究センター長をもってこれにあてる。

2 委員長は、RI利用運営委員会を代表し会務を総理し、審議結果をRI委員会に報告せねばならない。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が議長となる。

3 委員は、委員長に会議の招集を求めることができる。

(定足数)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。

(議決)

第8条 議決は、出席委員の過半数の同意を要する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 RI 利用運営委員会は、必要がある場合、委員以外の者を会議に出席させ意見を徴することができる。

(専門委員会)

第10条 RI 利用運営委員会には、その定めるところにより専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、各運営委員の意見を徴し RI 利用運営委員会より委託された事項を調査・審議する。

(事務)

第11条 RI 利用運営委員会の事務は、放射線安全管理室において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、RI 利用運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。